

2019年5月27日

個人情報保護委員会事務局（3年ごと見直し担当）御中

「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」に関する意見

経営法友会（代表幹事・小幡忍（日本電気株式会社）。以下「当会」。）は、1971年に「企業法務実務担当者の情報交換の場」として発足し、法人単位の会員組織として企業内の法務担当者によって組織され、企業の法務部門の充実強化を目的とした活動とともに、各省庁・関係団体に対し実務的見地からの意見提言・意見交換を行っており、現在、会員数1,270社を超える組織となっています（2019年5月現在）。

「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」に関する意見募集について、当会は、事業者の実務に大きな影響を与える論点が含まれていると認識していることから意見を提出することとしました。

今後、これらの意見をはじめ、事業者側の事情も踏まえた検討が行われることを強く願います。

経営法友会

<本意見の連絡先>

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-9-10

茅場町ブロードスクエア2階

公益社団法人商事法務研究会内

経営法友会事務局

TEL：03-5614-5638

FAX：03-5643-7187

E-MAIL：keieihoyukai@shojihomu.or.jp

【意見の対象】

第3章「第1節 個人情報に関する個人の権利の在り方」

「1（2）個人情報保護法相談ダイヤルに寄せられる意見

＜第三者提供に関する相談＞＜開示に関する相談＞」

【内容】

「法令に基づく場合」（法23条1項1号）の第三者提供のうち、「法令の規定で提供そのものが義務づけられているわけではないが、第三者が情報の提供を受けることについて法令上の具体的な根拠がある場合」（園部逸夫(編)・藤原静雄(著)「個人情報保護法の解説(改訂版)」148頁)についても適法である旨を一般に向けて積極的に周知されたい。また、上記の提供が適法化されるのは、弁護士会照会制度を含め、法令に基づく調査権限が適正妥当に発動されることが前提であるため、調査機関に対して、その旨を改めて注意喚起いただきたい。

【理由】

「法令に基づく場合」（法23条1項1号）の第三者提供のうち、「法令の規定で提供そのものが義務づけられているわけではないが、第三者が情報の提供を受けることについて法令上の具体的な根拠がある場合」（園部逸夫(編)・藤原静雄(著)「個人情報保護法の解説(改訂版)」148頁)に、事業者が第三者に情報提供した場合において、本人からクレームを受けることがあり、これを懸念して提供を躊躇する実態がある。一般の理解が不十分であるために、適法なデータの利活用に対しても批判的な意見・報道がなされる傾向があると考えられるため、委員会としても、もっと問題がないことを積極的に発信していただきたい。また、調査権限発動の責任は調査機関にあるというべきであり、調査権限の発動が不適切であったとしても、回答した事業者は免責されるべきである。調査権限が適正妥当に発動されるよう、調査機関に対しても、その旨を改めて注意喚起いただきたい。

【意見の対象】

第3章「第1節 個人情報に関する個人の権利の在り方」

「1（2）個人情報保護法相談ダイヤルに寄せられる意見

＜第三者提供に関する相談＞＜開示に関する相談＞」

【内容】

法令上、開示請求権者を明確化し、開示請求権者からの請求に応じた事業者は免責される旨を明示していただきたい。また、開示請求権の有無に関する適切な確認方法と判断基準を明らかにしていただきたい。

【理由】

家族への提供に本人が同意を与えないケースもあり（DV事案など）、家族だからといって安易に個人情報の開示を解禁すべきでない実態がある。また、開示請求者と本人との家庭の事情（DV事案など）について、事業者が個別に認識し、判断することは不可能であり、実務上、当該開示請求の申出者が家族であることを確信できない場合もあるため、適切な確認方法と判断基準を明確化していただきたい。

なお、家族への提供については、最高裁判決（平成29(受)1908「保有個人情報開示請求事件」平成31年3月18日）が出されているため、事業者は家族等への提供に応じなければならない」という方向で法改正をするのであれば、最高裁判決との整合性も具体的に明らかにしていただきたい。

【意見の対象】

第3章「第1節 個人情報に関する個人の権利の在り方」

「5（2）個人情報保護法相談ダイヤルの充実」

【内容】

個人情報保護法相談ダイヤルの運用につき、より利便性の高い運用を実施されたい。

【理由】

事業者の立場からデータの利活用等に関する質問等を相談ダイヤルに相談することがあるが、丁寧に相談内容を聞いていただいたものの、最終的な結論として「明確な結論は申し上げられないので事業者の判断で実施するように」との回答となるケースが散見されるとの意見があった。事業者としては、判断に悩むからこそ相談しているのであり、事業者の判断に委ねる旨の回答となるのであれば相談している意味がないし、リスク判断から実施をためらうことになる。そのような際に、より実務に即した回答を頂けるような運用を実施いただければ、相談ダイヤルの更なるサービス充実が図られ、その結果、データの利活用等を通じたイノベーションの促進にも資すると思料する。

【意見の対象】

第3章「第1節 個人情報に関する個人の権利の在り方」

「5（3）開示請求」（データポータビリティ）

【内容】

データポータビリティの導入検討にあたっては、消費者のニーズと事業者の実務負担について、より具体的な比較衡量を行っていただき、導入するとしても、具体的に必要となる場面を整理したうえで、限定した範囲で導入する方向で検討していただきたい。

【理由】

データポータビリティに対応するためには、事業者側で設備投資等が必要となる場合もあり、多大な費用・実務負担が発生するため、安易な導入はなされるべきではなく、時間をかけて慎重な議論をしていただきたい。また、当該設備投資が可能な大企業のみが、データポータビリティに対応ができ、中小企業などの資金力が不足する企業がデータポータビリティに対応できないとなると、データを活用した新たなビジネスの促進が大企業中心になるばかりか、情報産業の寡占化が進むことにもなりかねず、産業政策上も慎重に検討されたい。

【意見の対象】

第3章「第1節 個人情報に関する個人の権利の在り方」

「5（3）開示請求」

【内容】

開示請求の範囲は、開示請求の目的に照らして必要な範囲に限定される旨を明記していただきたい。また、明らかに不当な目的でなされた開示請求については事業者側が開示を拒絶することができるようにする方向で検討されたい。

【理由】

利用停止の場合と同様に、事業者によっては、個人情報を部門ごとに別々に管理している場合もあり、全部門の個人データを名寄せして開示することは事業者にとって過度な負担となるケースもある。開示請求の趣旨に照らしても、請求の範囲は真に必要な範囲に限定すべきである。また、不当な目的で開示請求がなされている実態があることを踏まえると、事業者側が開示を拒絶することができるようにする方策も併せて検討していただきたい。

【意見の対象】

第3章「第1節 個人情報に関する個人の権利の在り方」

「5（4）利用停止等」

【内容】

利用停止の請求は無限定に認められるべきではなく、本人側の不利益の内容及び程度、並びに事業者側の情報利用の必要性及び利用停止に伴う損失の内容及び程度を比較衡量して判断されるべきである。また、利用停止等を導入するとしても、利用停止ができる個人情報の範囲を限定し、少なくとも、事業者がサービス提供を行うために必要な利用は認めるべきである。

【理由】

近時検討が進められている情報銀行に関する議論を見ても明らかであるとおおり、適切な方法で取得された個人情報の利活用は本来認められるべきである。そのため、現行法以上に利用停止等が認められる範囲を広げることは適切でなく、個人情報保護委員会において、現行法に則った適切な運用がされるように対処することで対応すべきである。事業者は、適法に取得した情報を利用できることを前提に、業務システムやプロセスを構築しており、これらの情報利用が事後的に不可能となると、先行投資が無に帰するおそれがあり、業務の継続自体が不可能となる場合もある。少なくとも、投下資本を回収可能な期間は、情報の継続利用が認められて然るべきであり、利用停止等により個人が得る利益と、当該利用停止のために企業にかかる負担との慎重な比較衡量が必要である。

また、事業者は、複数の組織において、ある特定の個人の個人情報をサービス毎に保管していることが多く、利用目的ごとには管理していない。そのような中で、本人からの請求で利用停止できるとなると事業者の負担は大きくなる。また、仮に利用目的ごとに利用停止できる（例えば、サービス利用のアンケートには利用してもよいが、新商品の勧奨目的は停止したいと言った場合。）とすると、利用停止対象となる利用目的で個人情報を利用している組織の特定等利用停止対応に多大な負担が生じる。また、この場合、事業者は利用目的ごとにデータベースを整える必要が生じ、事業者にとって過度の負担になる。加えて、利用停止できるとする個人情報の範囲が不明確であるため、広範囲での利用停止が可能（例えば、個人情報を一切の利用停止を求めるなどという場合）とすると、サービス提供に必要な範囲（アフターフォローや不具合対応、料金請求等）での利用もできなくなる恐れがある。さらに、事業者内で点在している情報の「名寄せ」は容易なものではなく、クレンジングを行うのも時間とコストを伴い、名寄せの結果が完全なものであるとは断言できない状況にある。導入に際しては、事業者側に多大な負担が生じることをご理解いただき、慎重に検討されたい。

【意見の対象】

第3章「第2節 漏えい報告の在り方」

【内容】

一律の漏えい報告の義務化については反対である。仮に、義務化するとしても、報告対象については影響度合いを考慮した限定的かつ明確な基準を設け、報告期限については設定しない又は設定する場合であっても実務上対応可能な期限とされたい。

【理由】

漏えい事案が発生した場合に、報告義務のない現行の制度においても適切に報告している事業者が多数存在する状況に照らすと、現在の告示に基づく報告と必要に応じた行政指導を実施する仕組みと効果はさほど変わらないものと思われ、直ちに漏えい報告を法令上の義務とする意義が見いだせない。「多くの国々で、暗号化されている場合や個人の権利・自由にリスクを発生させるおそれがない事案等について報告不要」とされてはいるが、当該報告義務の例外の該当性の基準は明確に定められていないことも多く、結果として、明確に判断ができない多くの場合において事業者が報告をせざるを得ず、例外規定が実質的に機能していないように見られる例もあるため、漏えいの報告を義務付ける場合であっても、明確かつ具体的な基準（数、情報の内容等）を規定すべきである。また、期限についても、事業者が速やかに対応措置を講じること自体が重要であり、当局への報告に明示的な期限を定めることに関する合理性は薄いため、設定すべきではなく、設定するとしても、不正アクセス等により事業者が即時に判断できない場合もあるため、事業者が漏えい的事实を了知した時点を基準日として、かつ、報告に必要な内容の調査にかかる必要十分な期間を定めるべきである。また、漏えい報告を義務化するにあたっては、当該報告内容が報道や SNS 等を通じて拡散され、事業活動に過度に悪影響を与えることのないよう十分にご配慮いただきたい。

【意見の対象】

第3章「第2節 漏えい報告の在り方」

「3（2）勘案すべき事項」

【内容】

本人への通知の在り方、具体的な方法・手段は、これを一律に義務付けることに馴染まず、むしろ現状のとおり個々の企業に任せた方が、企業と本人との関係性においても、2次被害の防止の観点においても、結果として問題解決に資すると思料する。

【理由】

中間報告は、漏えい事案発覚時の「本人への通知は、個人の権利利益の保護の観点からも重要と考えられるか、執行機関への報告と同様な形で連絡を求めるのか、一定の要件を設けるのか、検討が必要である」こと、「さらに、本人への通知等の具体的な方法・手段について検討する必要がある」と結論づけている。しかしながら、本人への通知については、本人が顧客なのか従業員などの内部者なのか、本人が特定された少数の者なのか多数の者なのか、また、漏えいした情報の性質によっても、必然的に対応は異なっているのが現状の実務対応であり、また、場合によっては、技術上の問題で、漏えいした情報の「本人」を特定できない場合もある（漏えいしたことは把握できたとしても、漏えいした個別の個人が特定できない場合など）ことから、一律に義務付けることには馴染まず、むしろ個々の企業に任せた方が適切な対応が可能である。

【意見の対象】

第3章「第2節 漏えい報告の在り方」

【内容】

漏えい報告を義務付ける場合、世界各国における報告要件との統一や、一国に報告すれば、その報告内容が関連各国で連携されるようなワンストップサービスの仕組み等も検討されたい。

【理由】

国内外の情報がまとめて漏えいした場合に、異なる報告要件を有する複数の関連国に対して報告要否を検討することは事業者にとって多大な労力・困難を伴うため、報告義務を定める場合であっても、事業者の負担をできる限り軽減する方向で検討していただきたい。

【意見の対象】

第3章「第3節 個人情報保護のための事業者における自主的な取組を促す仕組みの在り方」

【内容】

P I Aのような新たな認証制度を別個設けることは不要ではないか。導入するとしても、実施対象となる個人情報の取り扱いは一定の性質のものに限定する等、リスクの度合いに応じた具体的かつ明確な基準を設け、事業活動を過度に妨げない内容としていただきたい。

【理由】

プライバシーマーク制度等を利用することにより、個人情報保護に自主的に取り組んでいる事業者もある中で、P I Aを導入する必要があるのか疑問である。導入した場合、実施事業者に相当程度の負荷がかかることが想定されるため、導入する場合であっても、必要最小限度に留めるべきである。

【意見の対象】

第3章「第3節 個人情報保護のための事業者における自主的な取組を促す仕組みの在り方」 「3.（1）認定個人情報保護団体制度の充実」

【内容】

企業単位ではなく個人情報の処理ごとに認証する方法を検討いただきたい。また、認定個人情報保護団体に対して一定の情報開示義務を課すなど運営の透明化を図る方法も検討されたい。

【理由】

認定個人情報保護団体による自主的な取組については賛同するものの、事業者は多角化により1つの業界にとどまらない事業を展開しているため、企業単位の認定制度では活用が難しい。また、認定個人情報保護団体の中には活動状況が不明瞭であったりする団体も散見されるため、透明性を高める方法についても併せて検討していただきたい。

【意見の対象】

第3章「第3節 個人情報保護のための事業者における自主的な取組を促す仕組みの在り方」「3.（2）民間の自主的な取組の推進」

【内容】

民間主導の自主ルール策定推進の方向性は望ましいが、適切な運用となるような制度設計を検討していただきたい。

【理由】

ルール策定を民間事業者に委ねた場合、事業者間の利害対立も想定されるところであり、場合によっては不当な競争制限となる可能性もあるため、そのような方向性とならないようにする施策についても併せて検討していただきたい。

【意見の対象】

第3章「第4節 データ利活用に関する施策の在り方」

「5（1）匿名加工情報制度」

【内容】

匿名加工情報の生成・活用を促進するため、基準・要件の明確化や具体的生成事例等の公開など、事業者が実施しやすい環境を整備されたい。仮名化の検討を行うのであれば、匿名加工制度の要件緩和の方向性についても検討していただきたい。また、加工方法については、例えば認定個人情報保護団体による認証などを導入するなど、事業者が安心して使える手法についても検討していただきたい。

【理由】

匿名加工情報については、その生成方法が明確化されていないため、より具体的な手法（技術面を含む）についてガイドライン等において明確化していただき、具体的にどのようなものであれば「匿名加工情報」としての基準を満たすのか明確に示していただきたい（匿名加工の程度にもレベルがあると思うが、具体例として、加工レベルの高いものだけを明示するのではなく、加工レベルが比較的低い法律上可能であるものについても明示していただきたい）。匿名加工情報の要件を満たすためには、少なくとも元データの所有者以外が個人を特定できず、一般人及び一般の事業者が元データを照合しない限り個人を特定できない程度まで加工すれば足り、元データと照合しても個人が特定できないレベルまでの加工は必要ないと理解しているが、その基準や考え方を具体的に指し示すものがない（例えば、現行の匿名加工情報制度においても、匿名加工情報とするための一定の加工基準は定められているものの、実務においては基準を踏まえどこまでの加工を施せば個人情報ではなく匿名加工情報と言えるのかが判然としない等）ことから、事業者が匿名加工情報の生成やその活用に消極的とならざるを得ない面がある。また、匿名加工情報の加工レベルの高さから活用範囲が極めて限定的になっており、むしろ、匿名加工情報制度を利用しない方法でのデータ利活用が進んでいる実態もある。データの様々なユースケースを具体的に把握していただき、実態に沿った制度となるよう改めて検討を行っていただきたい。

【意見の対象】

第3章「第4節 データ利活用に関する施策の在り方」

「5（1）匿名加工情報制度」

【内容】

事業者だけでなく、広く国民に対しても匿名加工情報及び個人情報の利活用に関する制度紹介・事案紹介等の情報を積極的に発信していただきたい。

【理由】

近時、適法な匿名加工情報の利用行為であっても国民の批判にさらされる事案が散見される。企業にとっては、法令違反と同程度にレピュテーションリスクは脅威である。これらの事案の多くは国民の匿名加工情報制度及び法に対する理解が不足していることから、法に対してではなく、利用行為が批判対象となっているものと考えられる。委員会においては、個別の事案に対して見解を示せないことは理解するところだが、適法な活用事例についてはもっと積極的に発信していただきたい。

【意見の対象】

第3章「第4節 データ利活用に関する施策の在り方」

「5（2）「仮名化」の在り方」

【内容】

「仮名化」制度の導入については慎重に検討されたい。また導入する場合は、その定義、生成方法や利用方法について、法令等で明確に規定していただきたい。

【理由】

「匿名加工情報」の場合、加工のレベルが高く目的を達成できないケースもあるため、加工度の緩やかな「仮名化」データに需要があると思われるが、匿名加工情報よりも個人情報に近い性質のものであることから、匿名加工情報以上に難易度の高い加工ルールや厳しい各種義務が設けられる可能性が高いものと想定され、匿名加工情報と同様に利用が進まない可能性があるとともに、「仮名化」という新たな規律を設けることにより制度の複雑化にも繋がりがねない。また、現在の匿名加工情報制度のように定不明瞭な規定では事業者としては活用を控えざるを得ないため、仮名情報制度を導入検討する場合には、データ利活用促進のための制度であることを踏まえた内容にするとともに、要件等については明瞭に法令やガイドラインで規定すべきである。また、導入時にはその適切性や導入が国民の利益になる点についても周知されたい。

【意見の対象】

第3章「第4節 データ利活用に関する施策の在り方」

「5（3）技術の進展に伴うデータ利活用への対応」

【内容】

データ利活用に限定されたグレーゾーン解消制度や、サンドボックス制度などを導入して、データ利活用の促進に向けた支援制度を策定していただきたい。

【理由】

技術の進展に伴う環境変化が早いためガイドラインの明確化ではイノベーションを阻害するという側面はあるものの、適法性が不明確な状況においては、事業者側はデータの利活用を控えざるを得ない状況である。近時の報道等でも、データ活用に関するネガティブな報道が多くなされており、国民の中でも企業のデータ活用に対して一部否定的な風潮がある。これでは技術の進歩が妨げられ、政府が進める SOCIETY5.0 とも整合性が取れない事態が生じる。グレーゾーン解消制度やサンドボックス制度を導入することにより、国としても、積極的に利活用を促進する姿勢を示していただきたい。

【意見の対象】

第3章「第4節 データ利活用に関する施策の在り方」

「5（5）ターゲティング広告を巡る対応の在り方」

【内容】

クッキーの利用範囲は多岐に渡るため、クッキーの規制可否に関する議論は、ターゲティング広告の文脈に限定せずに、他への影響も加味して慎重に検討すべきである。また、クッキーについては法律で規制するのではなく、産業界に対し自主ルール作りを促す等の政策を推進いただきたい。

【理由】

クッキーの利用は、単純な web サイトの訪問数の分析等のための利用に留まる場合も多く、ターゲティング広告のみを想定して、規制の議論をすべきではない。また、技術が日進月歩であり、明確な線引きが難しいため、事業者の自主性を生かす方向で検討していただきたい。

【意見の対象】

第3章「第4節 データ利活用に関する施策の在り方」

「5（5）ターゲティング広告を巡る対応の在り方」

【内容】

ターゲティング広告について個人情報保護法で規制するのであれば、総務省が所管する「特定電子メール法」や消費者庁が所管する「特定商取引に関する法律」（特に第12条の3（承諾をしていない者に対する電子メール広告の提供の禁止等））の規定との整合性やそれらの法令を遵守した形でどのように企業が広告活動をすべきかについて、所管している総務省及び消費者庁と連名で個人情報保護委員会は詳細なガイドラインを作成いただきたい。

【理由】

パッチワーク式な法令は、法律を遵守しようとする大多数の企業の負担になっている現状がある。そうした企業が広告発信などを含めたデータ活用について委縮的となることで、かえって、消費者に対して必要な商品・サービス情報の広告が提供されなくなってしまう。EUでも、GDPRとE-Privacy Regulation（いわゆるクッキー法。現在はE-Privacy Directive）の整合性や両法を順守した事業活動の在り方につき混乱が見られている。同じような混乱を我が国で招くことがないよう、仮にターゲティング広告全般について個人情報保護法で規制をしていくのであれば、総務省及び消費者庁と連携した上で明確かつ適切で詳細なガイドラインを制定することが必要であると考えます。

【意見の対象】

第3章「第5節 ペナルティの在り方」

【内容】

課徴金の導入や罰則の引上げなどのペナルティ強化は、事業者の過度の萎縮を招く恐れがあり、イノベーションの進展に影響を及ぼしかねないことから、見送るべきである。

【理由】

個人情報保護法が施行されて以来、命令違反による刑事罰が科された事例が全く存在しておらず、委員会による指導等により違法状態が是正されているという実態があること、大多数の事業者はレピュテーションリスクも考慮し、法の遵守に努めていること等に鑑みれば、罰則の強化、課徴金制度を導入する必要性のある立法事実はないと思料される。また、中間整理案第2節にあるとおり、漏えい案件の過半が事業者等の不注意による実態から見て、ペナルティの強化は不注意による漏えい者にも適用されることとなるところ、これら不注意による漏えいについて行政指導により改善措置を講ずれば再発防止が期待できることからすると、過度の規制となるおそれがある。事業者による自主的取組を促進する見地からは、委員会は事業者の法令違反行為を公表するにとどめ、市場や消費者の裁定に委ねる、というのもエンフォースメントのひとつの在り方と思料する。仮に導入するとしても、例えば、漏えいした場合においても、事実を公表したり、本人に対して謝罪を行うなど適切な対応を行った場合は減免するなど、当該事業者のみならず、各企業において同様の事案を再発しないような制度設計（当該漏えい等が生じた原因等を分析し、公表することで各企業の自主的取組を促す仕組み）にすべきである。

【意見の対象】

第3章「第6節 法の域外適用の在り方及び国際的制度調和への取組と越境移転の在り方」

【内容】

域外適用される外国企業に対して、代理人（representative。会社法 817 条 1 項参照）の日本国内への設置を個人情報保護法上も要求するよう改正するとともに、法人のみならず、その代理人に対しても、個人情報保護委員会が執行できるようにすべきである。

【理由】

GDPR と揃えて、日本においても、個人情報保護委員会による外国企業への執行を容易にする必要がある。外国会社への規制を実効化するためには、その代理人に対しての執行が可能な法制度とすべきであり、Guidelines 3/2018 on the territorial scope of the GDPR (Article 3)でも同様の考え方が採られている。なお、会社法 817 条 1 項では、外国会社は代表者を日本に置くことになっているため、代理人制度もこの延長戦上で考えればよいと考える。また、代表者を設置せずに「日本において取引を継続して」いる外国会社に対しての指導監督を、法務省・検察庁と個人情報保護委員会連携して進めていただきたい。なお、代理人を導入する場合には、外国企業であっても、日本にある親会社に対して日本の当局が連絡・指導できる場合には、日本での代理人設置は不要と考える旨明確化されたい。

【意見の対象】

第3章「第6節 法の域外適用の在り方及び国際的制度調和への取組と越境移転の在り方」

【内容】

個人情報保護委員会において各国の機関と連携していただき、統一基準の作成や各国の規制を順守するためのガイドライン等の作成を検討していただきたい。

【理由】

近年の日本企業による事業活動のグローバル化の加速を鑑みると、一企業が世界各国の規制を個別に調査し、遵守する体制を構築することは非常に労力及び専門家費用などの負荷が高く、かつ、極めて困難な状況にあるため、個人情報保護委員会において情報提供などを含めた対応を検討していただきたい。

【意見の対象】

第3章「第7節 その他の論点」

【内容】

行政機関、独立行政法人、地方公共団体等の個人情報保護法令の統合及び個人情報保護委員会における一元的な所管をお願いしたい。

【理由】

内容がそれぞれ異なる様々な個人情報保護法令が運用されている現状において、適用を受ける法令が異なる複数の当事者がデータ利活用を検討する場合、適用を受けるそれぞれの法令について解釈上有意な差があるかを確認し、また、必要に応じてそれぞれの法令を所掌する所管に問い合わせで見解の擦り合わせを実施する必要があり、事業活動の大きな負担となっている。このような負担を軽減するための対策として、行政機関、独立行政法人、地方公共団体等の個人情報保護法令の統合及び個人情報保護委員会における一元的な所管を希望する。

【意見の対象】

第3章「第7節 その他の論点」

【内容】

ブロックチェーンと個人情報保護法の関係性についても議論の俎上に載せていただきたい。

【理由】

ブロックチェーンと個人情報保護法のデータ最小化原則との関係を検討し、ブロックチェーンの適法性を明確化すべきと考える。この点については、EU で議論が進んでいるので、それを参考にした上で、どういうブロックチェーンであれば問題ないのかをしっかりと明確化していただきたい。